

千葉市自主防災組織助成要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、自主防災組織（千葉市自主防災組織育成指導要綱（平成8年4月1日施行）第3条の規定により認定された自主防災組織をいう。以下同じ。）の設置助成及び活動助成並びに自主防災組織による防災資機材の購入又は賃借について、予算の範囲内において助成することにより自主防災組織の活動を支援し、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第2章 自主防災組織設置助成

(設置助成)

第2条 市長は、自主防災組織が設置されたときは、当該自主防災組織に対し次のとおり設置助成を行う。

| 設置助成の内容 | 供与する防災用品 |
|---|----------------------|
| 次の各号に掲げる自主防災組織の加入世帯数の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額内で、調達可能な用品を設置時に供与する。 | 設置時に供与する防災用品は別表1のとおり |
| (1) 49世帯以下 50,000円 | |
| (2) 50～299世帯 80,000円 | |
| (3) 300～999世帯 100,000円 | |
| (4) 1,000世帯以上 120,000円 | |

(防災基旗の助成)

第3条 市長は、自主防災組織が効果的に防災活動を実施することを目的とし、自主防災組織設置時に別表2の仕様による防災基旗を供与する。

(設置助成の申請)

第4条 設置助成を受けようとする者は、千葉市自主防災組織設置助成申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

(設置助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理し、その内容を審査し、適当であると認めるときは、千葉市自主防災組織設置助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 第2条の規定により設置助成を受けた者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、千葉市自主防災組織変更届出書（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 自主防災組織の名称の変更
- (2) 自主防災組織の代表者及びその他の役員の交替又は住所の変更
- (3) 加入世帯数の変更
- (4) 設置助成により供与した物品（以下「供与物品」という。）の紛失又は損傷

(返還)

第7条 市長は、第2条の規定により設置助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、供与物品の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 供与物品を防災活動以外の目的のために使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。

第3章 自主防災組織活動助成

(活動助成)

第8条 市長は、自主防災組織が行う防火・防災訓練に要する次の各号に掲げる経費について、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの章の規定に基づき当該自主防災組織に対し活動助成金を交付するものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 食糧費（飲料及び訓練で試食する非常食料等に限る）
- (3) 印刷製本費
- (4) その他市長が認めるもの

(助成の対象とする活動)

第9条 活動助成金の交付対象となる自主防災組織の活動は、防火・防災訓練とする。

(助成額)

第10条 自主防災組織に対する活動助成金の額は、防火・防災訓練に参加した人数に150円を乗じて得た額を上限とする。ただし、助成金は、年度内に実施された1回の活動に対し助成するものとする。

2 前項に定める人数は、防火・防災訓練実施届出書により提出された数を、職員が確認を行った後の数とする。

(交付の申請)

第11条 規則第3条の規定により活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、第9条に規定する活動後30日以内に、千葉市自主防災組織活動助成金交付申請書兼実績報告書（様式第4号。以下「助成申請書」という。）に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する活動助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に千葉市自主防災組織活動助成金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、活動助成金を交付することが不適当と認めるときは、千葉市自主防災組織活動助成金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条第1項の規定により活動助成金の交付の請求をしようとする自主防災組織の代表者は、千葉市自主防災組織活動助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第14条 活動助成金の交付は、前条による請求後、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

(返還)

第15条 市長は、活動助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第4章 自主防災組織資機材購入・賃借助成

(資機材購入・賃借助成)

第16条 市長は、自主防災組織が行う防災活動に必要な資材、機具等（以下「資機材」と

いう。)の購入又は賃借に要する経費について、規則及びこの章の規定に基づき当該自主防災組織に対し資機材購入・賃借助成金を交付するものとする。

(助成の対象とする資機材)

第17条 資機材購入・賃借助成金の交付の対象となる資機材は、自主防災組織の防災活動の用に供するもので、別表3に掲げるものとする。

(助成金)

第18条 助成金の限度額は、次の各号により算出した金額の合算額とする。

(1) 組織割り(1自主防災組織につき) 100,000円

(2) 世帯割り(1世帯につき) 400円

2 前項の世帯割りの基準となる世帯数は、千葉市自主防災組織設置助成申請書(様式第1号)により届出のあった世帯数とする。

(再助成)

第19条 前条の規定により算出した助成金の限度額から支出した後の残額が、10,000円(以下「基準額」という。)未満となった年度の翌年度から5年経過後の4月1日(以下「基準日」という。)以降については、次の各号に定める金額を助成金の限度額とする。

(1) 250世帯以下の自主防災組織 100,000円

(2) 251世帯以上の自主防災組織 世帯数×400円

2 前項の規定による助成金の交付にあたっては、助成の申請を行う直近の前3年度において、活動助成の対象となる防火・防災訓練を2年度以上実施しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。

3 第1項に掲げる世帯数は、基準日の世帯数とする。

4 第1項に規定する助成金の限度額から支出した後の残額が基準額未満となった場合には、前3項の規定を準用する。

(限度額の変更)

第20条 助成金の限度額の算出基礎となった世帯数に25世帯以上の増加が生じた場合においては、市長は限度額を変更できるものとする。

(助成金の交付)

第21条 助成金は、自主防災組織が資機材の購入又は賃借に要する費用の2分の1の100円未満を切り捨てた金額を限度額の範囲内で、年度1回(購入、賃借1回ずつ)に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第22条 規則第3条の規定により資機材購入・賃借助成金を受けようとする自主防災組織の代表者は、資機材の購入又は賃借を実施する日の7日前までに、千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付申請書(様式第8号。以下「資機材購入・賃借申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定通知)

第23条 市長は、前条に規定する資機材購入・賃借助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付額を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の額を決定したときは、資機材購入・賃借助成申請書を提出した自主防災組織の代表者に千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付決定通知書(様式第10号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(変更届)

第24条 自主防災組織の代表者は、第22条の規定による申請書の提出後、購入又は賃借を予定する資機材の品目、数量、金額又は賃借に係る契約に変更が生じたときは、千葉市

自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付申請に係る変更届（様式第11号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更届の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付決定通知書により変更後の助成金の交付額を自主防災組織の代表者に通知するものとする。

（実績報告）

第25条 規則第12条の規定により報告しようとする自主防災組織の代表者は、資機材の購入後又は賃借に係る助成対象期間後の30日以内に、千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成実績報告書（様式第12号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）領収書の写し（賃借については助成対象期間及びその期間に要した金額を記したもの）又は代金の支払を証するもの
- （2）収支決算書
- （3）賃借に係る契約書の写し
- （4）その他市長が必要と認めるもの

（確定通知）

第26条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、内容の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第27条 規則第16条第1項の規定により資機材購入・賃借助成金の交付の請求をしようとする自主防災組織の代表者は、千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付の方法）

第28条 資機材購入・賃借助成金の交付は、前条による請求後、原則として、自主防災組織の代表者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（検査）

第29条 市長は、助成金の交付の正確を期するため、自主防災組織が購入又は賃借した資機材について、検査することができる。

（返還）

第30条 市長は、資機材購入・賃借助成金の交付を受けた自主防災組織の代表者が虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けたときは、資機材購入・賃借助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第5章 雑則

（補則）

第31条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の助成に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の自主防災組織助成要綱は、昭和60年度分の活動助成金から適用し、昭和59年度分の活動助成金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、千葉市自主防災組織助成要綱の規定により作成されている様式で、現に存在するものは、この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、千葉市自主防災組織助成要綱の規定により作成されている様式で、現に存在するものは、この要綱の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正後の第19条第1項の基準日が平成27年3月31日以前の自主防災組織にあっては、助成金の限度額から支出した後の残額が基準額未滿となった年度の翌年度から5年経過後の4月1日を平成27年4月1日と読み替えて適用する。

3 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

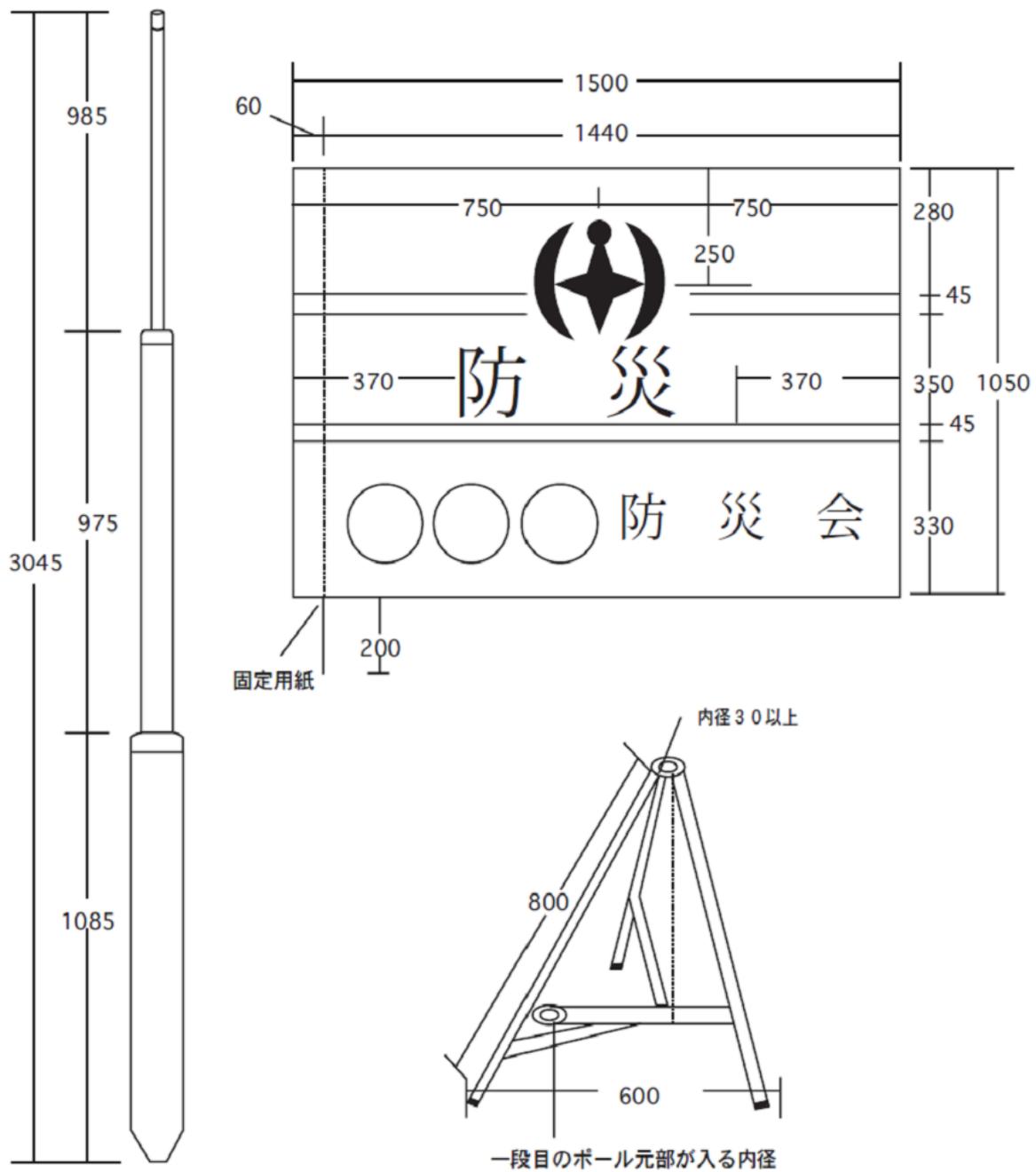
附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

設置助成対象防災用品一覧表

| 品名 | 仕様 |
|-------------|---|
| 非常用メガホン | サイレン付、13W、電池付 |
| ラジオライト | AM・FMラジオ、電池付 |
| 消火器 | A B C 10 型、リサイクルシール付 |
| 番線カッター | 600mm、J I S 規格 |
| バール | バラシ（仮杵）バール（立型）、900mm |
| 万能オノ | 450 g、安全サック付、オノ、ハンマー、釘抜き機能付 |
| スコップ | 丸型 |
| ノコギリ | 折込鋸、240mm、ゴムボーイ |
| ジャッキ | 5 トン |
| ロープ | 15mφ10mm、クレモナ製 |
| 担架 | 帆布製 2,100×540mm |
| 布担架 | 持ち手付き、外寸 W600×D1750、耐荷重量 150 k g |
| リヤカー | 折たたみ式、耐食アルミニウム合金、4 方囲い、積載量 150 k g |
| 小型発電機（ガソリン） | 100V、450V A 以上、交流直流両用 |
| 小型発電機（ガス） | 100V、450V A 以上 |
| 投光機 | 拡散ハロゲンランプ（AC100）300W 三脚式 |
| 給水袋 | 4L、ポリエチレン製 1 セット 10 枚入、ポリプロピレン製パイプ付 1 セット 10 本入 |
| 簡易便所 | 組立便器 1 個、収納袋 3 枚、凝縮剤、テント付 |
| 応急セット | カットガーゼ、伸縮包帯、サージカルテープ、救急絆創膏、携帯用ハサミ、コットン球、耳かき綿棒、毛抜き、三角巾 |
| 非常袋 | 防災アルミックス製ナップサック式 |
| ヘルメット | 白色（MP型、FRP製） |
| 避難ホームセット | 非常用持出袋、非常用給水袋、缶入カンパン（2 缶）、保存水（2 本）、懐中電灯（電池付）、非常用ローソク（マッチ付）、万能シート、クイックコンロ（携帯袋・燃料付）、アルミ箔ナベ（3 個）、3 人用食器セット、ロープ（5m）、救急セット、化粧箱入り |

防災基旗



資機材購入・賃借助成対象防災資機材一覧表

| No. | 品 目 | 備 考 | No. | 品 目 | 備 考 |
|-----|---------|-----|-----------|---------------------|-----|
| 1 | 非常用メガホン | | 12 | 布担架 | |
| 2 | ラジオライト | | 13 | リヤカー | |
| 3 | 消火器 | | 14 | 小型発電機 | |
| 4 | 番線カッター | | 15 | 投光機 | |
| 5 | バール | | 16 | 給水袋 | |
| 6 | 万能オノ | | <u>17</u> | 簡易便所 | |
| 7 | スコップ | | <u>18</u> | 応急セット | |
| 8 | ノコギリ | | <u>19</u> | 非常袋 | |
| 9 | ジャッキ | | <u>20</u> | ヘルメット | |
| 10 | ロープ | | <u>21</u> | 避難ホームセット | |
| 11 | 担架 | | <u>22</u> | その他市長が購入又は賃借を認める資機材 | |

年 月 日

千葉市自主防災組織設置助成申請書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

千葉市自主防災組織助成要綱第2条及び第3条の規定による設置助成を受けたく同要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

1 概況

| | | | | |
|---------------|-------|------|----|---|
| 自主防災組織の概要 | 設立年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 加入世帯数 | 世帯 | 組数 | 組 |
| 町内自治会等名称 | | | | |
| 地区及び中学校区(地区)名 | 第 地区 | 中学校区 | | |

2 設置助成

(1) 設置助成該当金額 _____ 円

(2) 設置助成該当金額内調達可能防災用品名

| 番号 | 品名 | 単価 | 数量 | 金額 | 番号 | 品名 | 単価 | 数量 | 金額 |
|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | | | | | 7 | | | | |
| 2 | | | | | 8 | | | | |
| 3 | | | | | 9 | | | | |
| 4 | | | | | 10 | | | | |
| 5 | | | | | 11 | | | | |
| 6 | 合計金額 | | | | | | | | 円 |

3 防災基旗助成

・防災基旗記入組織名称 _____

4 その他

・添付書類：関係資料（加入世帯名簿・役員名簿等）

様

千葉市自主防災組織設置助成決定通知書

年 月 日付で申請のありました、千葉市自主防災組織設置助成について、次のとおり助成措置を決定しましたので通知します。

年 月 日

千葉市長

| 助 成 防 災 用 品 名 | 数 量 |
|---------------|-----|
| | |

- 1 上記物品を防災活動以外の目的のために使用したとき、又は、提出書類に虚偽その他不正の行為が認められたときは、全部又は一部を返還させる。
- 2 災害時有効に上記物品が活用できるよう、適正な維持管理に努めること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市自主防災組織変更届出書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ -

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

年 月 日付で下記の事項について変更がありましたのでお届けします。

1 自主防災組織の名称変更

| | |
|---|--|
| 新 | |
| 旧 | |

2 代表者及び役員の交代または住所変更

| | | | | | | | |
|---|-------|---|--------|---|---|---|---|
| 新 | 代表者氏名 | | 電話(日中) | - | - | | |
| | 代表者住所 | | | | | | |
| | 代表者任期 | 年 | 月 | 日 | ～ | 年 | 月 |
| 旧 | 代表者氏名 | | 電話(日中) | - | - | | |
| | 代表者住所 | | | | | | |

※ 代表者の任期が決まっていない場合は、就任年月日のみ記入してください。

3 加入世帯数の変更

| | | | |
|---|----|---|----|
| 新 | 世帯 | 旧 | 世帯 |
|---|----|---|----|

4 その他(上記1～3以外の変更理由及び必要事項等を記入)

変更理由 _____ のため

年 月 日

千葉県自主防災組織活動助成金交付申請書兼実績報告書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県自主防災組織活動助成金の交付を受けたいので千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請するとともに、活動実績を報告します。

| | | | |
|--------|---|-------|-------------|
| 助成事業名 | 自主防災組織活動助成金 | | |
| 助成金申請額 | 円 | | |
| 訓練概要 | 実施日時 | 年 月 日 | 時 分から 時 分まで |
| | 実施場所 | | |
| | 訓練内容 | | |
| | 参加人員 | 人 | |
| 添付書類 | (1) 収支決算書 (2) 防火・防災訓練実施届出書 (3) その他市長が必要と認めるもの | | |

※ 訓練実施後30日以内に提出してください。

収 支 決 算 書

歳 入

| 費 目 | 金 額 (円) | 内 訳 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

歳 出

| 費 目 | 金 額 (円) | 内 訳 |
|-----|---------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

差引き計 _____ 円

千葉市自主防災組織活動助成金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市自主防災組織活動助成金について、次のとおり交付を決定し、交付金額を確定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 活動助成金決定金額 _____ 円

2 活動助成金確定金額 _____ 円

3 交付条件

(1) この活動助成金の交付の対象とする防火・防災訓練の内容は、申請書に記載のとおりとする。

(2) 虚偽その他不正の手段で助成金の交付を受けた時は、活動助成金の全部又は一部を返還させる。

(3) 千葉市補助金等交付規則及び要綱を厳守すること。

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市自主防災組織活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市自主防災組織活動助成金について、次のとおり不交付とすることを決定したので、千葉市補助金等交付規則第 4 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

1 不交付の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

年 月 日

千葉市自主防災組織活動助成金交付請求書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により確定した千葉市自主防災組織活動助成金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 活動助成金請求金額 _____ 円

2 振り込み金融機関

| | | |
|-------|------|--------|
| 取引銀行 | 銀行 | 支店 |
| 預金の種類 | 普通預金 | ・ 当座預金 |
| 口座番号 | | |
| フリガナ | | |
| 口座名義人 | | |

(注) 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。

2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

年 月 日

千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付申請書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。
 ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを
 確認できる場合は記名のみで可。

年度において、千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

| | |
|-----------|--|
| 助成事業名 | 自主防災組織資機材購入・賃借助成金 |
| 購入・賃借予定金額 | 円 |
| 助成申請金額 | 円 |
| 購入・賃借予定日 | 購入： 年 月 日 賃借： 年 月 日から 年 月 日まで ※賃借については、助成対象期間を記入してください。 |
| 添付書類 | (1) 事業計画書 |
| | (2) その他市長が必要と認めるもの |

※ 購入又は賃借予定日の7日前までに提出して下さい。

事業計画書

自主防災組織名

| 通番 | 購入（賃借）品目 | 金額 | 備考 （金額の内訳・賃借期間 等） |
|----|----------|----|-------------------------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 合計 | | 円 | |

※ 記入欄が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金について、次のとおり交付が決定したので千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

- 1 資機材購入・賃借助成金交付決定金額 _____ 円
- 2 交付条件
 - (1) この助成金は、申請のあった資機材の購入又は賃借のためにのみ使用すること。
 - (2) 助成金を上記以外の目的に使用したとき、又は、書類の記載事項に虚偽その他不正の行為が認められたときは、全部又は一部を返還させる。
 - (3) 助成事業を中止又は期日を延期する場合及び助成事業の内容を変更する場合には、速やかに市長に報告すること。
 - (4) 千葉市補助金等交付規則及び要綱を厳守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付申請に係る変更届

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉県指令 第 号において、千葉県自主防災組織資機材購入・賃借助成金の交付決定を受けましたが、申請内容に変更が生じたので、千葉県自主防災組織助成要綱第 2 4 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

1 変更が生じた内容

2 理由

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) その他市長が必要と認めるもの

年 月 日

千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成実績報告書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成の実績について千葉市補助金等交付規則第 1 2 条の規定により次のとおり報告します。

| | |
|----------------------|--|
| 資機材購入・賃借 実施年月日 | 購入： 年 月 日 賃借： 年 月 日から 年 月 日まで ※賃借については、助成対象期間を記入してください。 |
| 資機材購入・賃借助成金 交付決定額 | 円 |
| 添付書類 | (1) 領収書の写し（賃借については助成対象期間及びその期間に要した金額を記したもの）又は代金の支払を証するもの (2) 収支決算書 (3) 賃借に係る契約書の写し (4) その他市長が必要と認めるもの |

※ 資機材の購入後又は賃借に係る助成対象期間後の 30 日以内に提出して下さい。

千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金確定通知書

年 月 日付で報告のあった 年度千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成にかかる助成金の額が千葉市補助金等交付規則第13条の規定に基づき確定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

資機材購入・賃借助成金確定金額 _____ 円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金交付請求書

(あて先) 千葉市長

自主防災組織名 _____

代表者職氏名 _____

代表者住所 _____

連絡先電話番号(日中) _____ - _____ - _____

連絡先電子メールアドレス _____ @ _____

※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した千葉市自主防災組織資機材購入・賃借助成金の交付について千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 資機材購入・賃借助成金請求金額 _____ 円

2 振り込み金融機関

| | | |
|-------|------|--------|
| 取引銀行 | 銀行 | 支店 |
| 預金の種類 | 普通預金 | ・ 当座預金 |
| 口座番号 | | |
| フリガナ | | |
| 口座名義人 | | |

- (注) 1 口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。
2 組織代表者と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。